（参考様式）設計内容説明書

都市計画等の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 都市計画※２ | □都市計画区域 | | | | |
|  | □線引き | | □市街化区域　（用途地域：　　　　　　　　　　地域） | |
| □市街化調整区域 | |
| □非線引き | | □用途地域：　　　　　　　　　　地域　□用途地域指定なし | |
| □準都市計画区域 | | | | □都市計画区域外 |
| その他区域指定※３（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 地区計画等※４　□有　□無 | 再開発等促進区若しくは開発整備促進区　　□有（□適・□不適）・□無 | | | | |
| 地区整備計画　　　　　　　　　　　　　　□有（□適・□不適）・□無 | | | | |
| 地区防災施設の区域　　　　　　　　　　　□有（□適・□不適）・□無 | | | | |
| 特定建築物地区整備計画　　　　　　　　　□有（□適・□不適）・□無 | | | | |
| 防災街区整備地区整備計画　　　　　　　　□有（□適・□不適）・□無 | | | | |
| 歴史的風致維持向上地区整備計画　　　　　□有（□適・□不適）・□無 | | | | |
| 沿道再開発等促進区　　　　　　　　　　　□有（□適・□不適）・□無 | | | | |
| 沿道地区整備計画　　　　　　　　　　　　□有（□適・□不適）・□無 | | | | |
| 集落地区整備計画　　　　　　　　　　　　□有（□適・□不適）・□無 | | | | |
| 災害危険区域等 | | | □災害危険区域（□急傾斜地崩壊危険区域）・□地すべり防止区域  □土砂災害特別警戒区域・□浸水被害防止区域 | | |
| 下水道処理区域 | | | □区域内（□整備済・□未整備）・□区域外 | | |

※２　複数の区域に該当する場合は、全てのチェックボックスにチェックすること。

※３　法第33条第１項第１号イ関係（特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区、港湾法第39条第１項の分区）

※４　法第33条第１項第５号関係

公共施設の同意関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係のある既存の公共施設※５ | 道路　　　　□有（管理者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・□無 |
| 公園　　　　□有（管理者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・□無 |
| 下水道(汚水)□有（管理者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・□無 |
| 水路　　　　□有（管理者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・□無 |
| 防火水槽　　□有（管理者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・□無 |
| 下水道(雨水)□有（管理者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・□無 |
| 緑地　　　　□有（管理者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・□無 |
| 広場　　　　□有（管理者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・□無 |
| 河川　　　　□有（管理者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・□無 |
| 運河　　　　□有（管理者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・□無 |

※５　法第29条で自己居住用の場合は排水に関するもののみ記入。行が不足する場合は追加のこと。

公共施設等の協議関係

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 新設される公共施設※６ | 道路　　　□有（管理者となる者：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | ・□無 |
| 公園　　　□有（管理者となる者：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | ・□無 |
| 下水道　　□有（管理者となる者：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | ・□無 |
| 水路　　　□有（管理者となる者：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | ・□無 |
| 防火水槽　□有（管理者となる者：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | ・□無 |
| 緑地　　　□有（管理者となる者：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | ・□無 |
| 広場　　　□有（管理者となる者：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | ・□無 |
| 河川　　　□有（管理者となる者：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | ・□無 |
| 運河　　　□有（管理者となる者：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | ・□無 |
| 開発区域  20ha以上 | | □義務教育施設の設置義務者　（□管理者　　　　　　　　　　　） | ・□無 | |
| □水道事業者　　　　　　　　（□管理者　　　　　　　　　　　） | ・□無 | |
| 開発区域  40ha以上 | | □一般送配電事業者　　　　　（□管理者　　　　　　　　　　　） | ・□無 | |
| □配電事業者　　　　　　　　（□管理者　　　　　　　　　　　） | ・□無 | |
| □一般ガス導管事業者　　　　（□管理者　　　　　　　　　　　） | ・□無 | |
| □鉄道事業者　　　　　　　　（□管理者　　　　　　　　　　　） | ・□無 | |
| □軌道経営者　　　　　　　　（□管理者　　　　　　　　　　　） | ・□無 | |

※６　法第35条の２の場合の協議については変更に関するものがある場合に記入。行が不足する場合は追加のこと。